

狛江市保健センター管理運営規則

平成8年3月29日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市あいとぴあセンター（健康福社会館）の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第11号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、狛江市保健センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の構成等)

第2条 センターは、次の施設をもって構成する。

- (1) 保健指導室
- (2) 歯科指導室
- (3) 健康管理室
- (4) レントゲン室
- (5) 健康増進室
- (6) プール
- (7) 休日応急診療所
- (8) 休日歯科応急診療所
- (9) 研修室、会議室、料理実習室、陶芸室及び創作室

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育及び健康相談に関すること。
- (2) 健康診査に関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 結核予防に関すること。
- (6) 健康増進等に関すること。
- (7) 感染症予防に関すること。
- (8) その他保健衛生に関すること。
- (9) 会議室等の貸出しに関すること。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前条第6号及び第9号に規定する事業について、日曜日、土曜日（第3土曜日を除く。）に行うことができるものとする。

(使用時間)

第5条 センターの施設の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号から第6号に規定する施設は、午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 第2条第7号及び第8号に規定する施設は、日曜日並びに前条第1項第2号及び第3号に掲げる日の午前9時から午後4時30分までとする。

(3) 第2条第9号に規定する施設は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、前条第1項第1号に規定する休館日（第3土曜日を除く。）においては、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(登録の申込み)

第6条 条例別表第3に掲げるセンターの施設等（以下「施設等」という。）を使用しようとする団体又は個人は、市長が指定する施設予約を行うためのシステム（以下「施設予約システム」という。）上で、登録の申込みを行うものとする。

(登録決定等)

第7条 市長は、次に掲げる要件を満たしている者について施設予約システム上で登録の承認をするものとする。ただし、団体においては、団体の構成員が3人以上であって、市内に活動拠点を有し、原則として代表者及び規約を定めるなど継続的かつ計画的な活動を行っていることが認められるものについて団体登録するものとする。

(1) 社会福祉に関する活動を行っていること。

(2) 高齢者、障害者等の社会的支援を必要とする者が、相互の親睦及び福祉の向上等を目的として活動を行っていること。

2 前項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）が当該登録を更新するときは、あらかじめ指定された期日までに、オンラインフォームにより更新の申込みをしなければならない。この場合において、市長は、前項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で更新の承認をするものとする。

3 団体登録の有効期間は、登録された年度の翌年度の4月1日から3年間（以下この条において「本登録期間」という。）とし、本登録期間内に新たに登録の申込みを行った者の有効期間は、登録された日から本登録期間末日までとする。ただし、主に18歳以下の者で構成する団体の場合は、登録を承認した日の属する年度の末日までとする。

4 登録団体は、登録した事項の変更又は登録自体の抹消を行う際は、オンラインフォームにより行うものとする。

(施設等使用の申込み等)

第8条 施設等を使用する団体及び個人（以下「団体等」という。）は、施設予約システム上で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、市長から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。

- 2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 抽選予約 使用を開始する日（以下「使用日」という。）の2月前の日の属する月の初日から10日まで
 - (2) 一般予約 使用日の2月前の属する月の12日午前5時から使用する区分の前の時間帯まで
- 3 団体等は、原則として次の各号の区分に応じ、当該各号の期間内に使用料を支払わなければならない。
 - (1) 抽選予約 抽選結果が確定した月の25日まで
 - (2) 一般予約 申込み後7日以内。ただし、使用日が7日以内の場合は、使用する区分の前の時間帯までとする。
- 4 施設を使用しようとする者（施設予約システムを利用する団体等を除く。）は、あいとぴあセンター施設等使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、施設の使用の可否を決定し、あいとぴあセンター施設等使用許可（不許可）決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。
- 6 市長は、当該施設等を使用するときまでに使用料を納付しない場合には、当該使用の申込みを取り下げたものとみなす。
（施設等使用許可の取消し）

第9条 あいとぴあセンターの施設等を使用する団体等の活動等が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) あいとぴあセンターの施設又は設備等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（付属設備等の使用料）

第10条 施設の付属設備及び備品（以下「付属設備等」という。）の使用料は、別表に定めるところによる。

（使用料の還付）

第11条 条例第8条に規定する使用料の還付については、次のとおりとする。

- (1) 使用団体等の責によらない事由により、使用することができないとき。
- (2) 使用団体等が使用日の7日前までに使用の取消しの申込みをし、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする使用者又は団体は、健康増進室にあっては健康増進室使用料還付申請書（第3号様式）により、施設等にあっては、施設使用料還付申請書兼領収書（第4号様式）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、使用

料の還付の承認又は不承認を決定し、あいとぴあセンター使用料還付承認（不承認）通知書（第5号様式）を使用者に通知するものとする。

（使用料の免除）

第12条 条例第8条に規定する使用料の免除ができる場合は、次のとおりとする。ただし、第3号については健康増進室の利用者に限り適用するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が公益の目的のために使用する場合
 - (2) 市主催又は市と共催する事業のために使用する場合
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者が使用する場合
 - (4) 障がい者及び障がい者の介護者又は障がい者を支援する者10人以上で構成する団体が使用する場合
 - (5) 障がい者を支援することを目的に活動する者10人以上で構成する団体がその目的に沿って使用する場合
 - (6) その他市長が特に必要と認める場合
- 2 前項第4号及び第5号の規定による免除を受けようとする団体は、第7条第1項に規定する要件以外に次に掲げる要件を満たしていなければならない。
- (1) 障がい者の福祉の増進等を目的とした規約、会則等を有する団体
 - (2) 構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者で構成する団体
- 3 第1項第4号及び第5号の規定により免除とする施設は、条例別表第3に規定する施設とする。
- 4 第1項の規定により免除を受けようとする団体等は、施設予約システム上で、又はあいとぴあセンター施設等使用料免除申請書（第6号様式）により、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、第1項第4号の規定により免除を受けようとするときは、次の各号に掲げる手続を、同項第5号の規定により免除を受けようとするときは、第2号に掲げる手続をしなければならない。
- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定による療育手帳又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定による医療受給者証を提示し、介護者はその旨を申し出ること。
 - (2) 第2項第1号に規定する規約、会則等を提出すること。ただし、同一年度内に再度第1項第4号又は第5号の規定による使用料の免除を受けようとする場合には、これを省略することができる。
- 5 市長は、前項の申請に対し、免除の承認又は不承認をしたときは、あいとぴあセンター施設等使用料免除承認（不承認）決定通知書（第7号様式）を団体等に交付するものとする。この場合において、施設予約システム上で申請を行った団体等に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通

知を行うものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年3月8日規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年2月7日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条にただし書を加える改正規定及び第5条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年7月26日規則第34号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

付 則 (平成18年2月10日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年7月1日以後に使用するものから適用する。

付 則 (平成22年3月26日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成25年4月5日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正前の狛江市保健センター管理運営規則(平成8年規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の狛江市あいとぴあセンター(健康福祉会館)の設置及び管理に関する条例(平成8年条例第11号)又はこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則 (平成28年5月31日規則第46号)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の狛江市保健センター管理運営規則第13条の規定は、平成28年7月1日以後の使用に係るものから適用する。

2 改正前の狛江市保健センター管理運営規則第10条第1項の規定により許可を受けているものは、狛江市保健センター管理運営規則第9条の規定による許可を受けたものとみなす。

付 則 (平成31年3月29日規則第16号)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正前の狛江市保健センター管理運営規則の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則 (令和3年8月2日規則第68号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規定により作成した様式で、用紙が現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 7 年12月23日規則第67号）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の狛江市保健センター管理運営規則第 9 条に基づき使用の許可を受けている団体等は、この規則による改正後の狛江市保健センター管理運営規則第 8 条第 1 項に基づき使用の許可を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

別表（第10条関係）

付属設備等の名称	区分	使用料（円）
陶芸窯	素焼	600(300)
	本焼	800(400)

様式第 1 号から様式第 9 号まで（省略）